

2018（平成 30）年度
大学院研究生受入要項

昭 和 女 子 大 学 大 学 院

〒154-8533 東京都世田谷区太子堂 1-7-57
Tel 03-3411-5117 (教学支援センター教育支援課)

昭和女子大学大学院（以下、「本学」という。）において、研究生としての受入を志望する者は、この要項にそって出願してください。

1. 出願資格

次のいずれかに該当し、希望する指導教員から受入の内諾を得ている者

- (1) 博士前期課程若しくは修士課程を修了した者
- (2) 博士後期課程を修了した者（単位満了退学した者を含む）
*見込み者を含む

2. 研究期間

原則として、1年間とします。ただし博士後期課程修了者（単位満了退学者を含む）にあたっては2回、博士前期課程修了者及び修士課程修了者は1回に限り、更新を願い出ることができます。

3. 出願期間

在籍期間	出願期間	受付時間
前期から1年間	平成30年1月15日(月)～2月13日(火)	8時30分～17時
後期から1年間	平成30年5月28日(月)～6月25日(月)	(土曜・日曜・祝日を除く)

*前期：4月1日～9月30日、後期：10月1日～翌年3月31日

*後期からの出願期間は、変更になる場合もあるため、6月以降にご確認願います。

4. 出願手続

(1) 出願書類等

- ① 昭和女子大学大学院研究生許可願（本学所定の用紙）
- ② 最終学歴の修了証明書（満期退学証明書、又は見込証明書も可）
- ③ 最終学歴の成績証明書
- ④ 写真（縦3cm×横2cm）1枚 ※裏面に氏名を記入
- ⑤ 履歴書（本学所定の用紙）

<外国人留学生は①～⑤の他、以下の書類も提出>

- ⑥ 在留カードの写し
- ⑦ 身元保証書（本学所定の用紙）

*更新を願い出る場合と本学出身者のうち卒業後3年以内の者は、①・④・⑤の書類のみを提出してください。

*入学を許可された者は、健康状況把握のため、後日「健康診断書」(医師の発行したもの)の提出が必要となりますので、ご承知ください。(費用は自己負担となります)

(2) 出願方法

出願前に、希望する指導教員からの受入の内諾(出願書類①の「希望する指導教員」の欄に署名・認印)を得てください。必要に応じて面談を行う場合があります。

志願者は、上記(1)の出願書類をそろえ、所定の期間内に本学教学支援センター教育支援課に窓口提出、または郵送(必着)してください。

外国人留学生は、留学ビザに関する在留資格の確認等がありますので、必ず出願前に本学国際交流課へ問い合わせてください。

<p>【提出先】 〒154-8533 東京都世田谷区太子堂 1-7-57 昭和女子大学 教学支援センター 教育支援課 TEL 03-3411-5117 (受付時間 月～金 8:30～17:00 ※土曜・日曜、祝日を除く)</p> <p>【外国人留学生問い合わせ先】 昭和女子大学 教学支援センター 国際交流課 TEL 03-3411-5249</p>

5. 選考方法

書類審査とします。また、必要に応じて面接等を行う場合があります。

6. 選考結果の通知

- (1) 選考結果は郵送により通知します。(3月下旬・7月上旬)
- (2) 入学を許可された者には、入学許可通知を同封します。

7. 入学に必要な費用と手続き

- (1) 詳細については、選考結果通知と同封する書類を参照してください。
- (2) 費用等

入学金 50,000 円 (更新の場合は不要)

在籍料金 200,000 円 (前・後期に分納)

検定料 50,000 円 (他大学院出身者のみ)

*その他 実験・実習費に関する費用については別に徴収します。

- (3) 納入期限 前期：4月15日 後期：10月15日

- (4) 許可後何らかの理由により研究生を辞退する場合であっても、一旦納入された費用等は返還しません。

8. その他の留意事項

- (1) 指導教員により、研究に関連のある大学院の講義の聴講を指導された場合は、当該授業科目担当教員の承認を得て、講義を聴講することができますが、単位の認定はありません。なお、聴講希望科目に大学院学生の履修者がいなかった場合、閉講となりますのでご了承ください。また、単位の認定が必要な場合は、研究生ではなく、科目等履修生として手続きをしてください。
- (2) 研究生は、大学院学生に認められた大学の研究施設を利用することができます。
- (3) 研究生には研究生証を交付しますが、通学定期券の購入及び旅客鉄道学割の使用はできません。
- (4) 在籍期間の途中にやむを得ない理由により研究生を辞退したい場合は、翌学期開始前までに所定の手続きが必要です。指導教員に相談のうえ、必ず教学支援センター教育支援課に申し出てください。なお、一旦納入された費用等は返還できませんのでご注意ください。
- (5) 本学における教育活動の遂行の妨げになるような不適切な言動が認められる時は、協議のうえ研究生の在籍を取り消すことがあります。在籍取消となった場合、翌学期以降の出願は認められません。

以上